

仕 様 書

1 件名

新型コロナウイルス感染症相談センター等業務人材派遣（単価契約）

2 目的

新型コロナウイルス感染症相談センター（以下「相談センター」という。）、市民対応業務、夜間相談窓口及び在宅療養者等相談窓口、以上の業務を一括して看護師の人材派遣により対応し、一貫した相談体制を整備する。

3 派遣場所

（1）派遣場所

千葉市保健所

（2）所在地

千葉市美浜区幸町 1-3-9 千葉市総合保健医療センター内

4 派遣期間

令和3年5月1日から令和3年9月30日まで

5 派遣職種

看護師

6 派遣人数（予定数量）

（1）相談センター：6人

（2）市民対応：最大10人

（3）夜間相談窓口：2人

（4）在宅療養者等相談窓口：2人

なお、派遣する人員の人数については、後述の「7（2）予定就業時間（総計）」を超えない範囲において増減の調整を可能とする。このとき、本市が前月10日までに申し入れをした場合受注者は原則その内容に従うこととし※、前月11日以降に増減が必要となった場合は、本市及び受注者双方協議の上で決定をする。

※労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の関係法令に抵触する場合などを例外とする。

7 就業日及び就業時間等

(1) 就業日及び就業時間

ア 就業日

日曜・祝日を含む毎日

イ 就業時間

(ア) 相談センター 9:00～19:00 (休憩時間1時間、実働9時間)

(イ) 市民対応 9:00～19:00 (休憩時間1時間、実働9時間)

(ウ) 夜間相談窓口 19:00～翌日9:00 (休憩時間2時間、実働12時間)

(エ) 在宅療養者等相談窓口 9:00～17:00 (休憩時間1時間、実働7時間)

いずれの業務も休憩時間は交代制とし、就業時間内において業務を継続するよう調整をすること。

ウ 就業者について

看護師とする。連続就業者を原則とするが、連続就業者の確保が困難な場合はシフト体制による就業も可とする。

(2) 予定就業時間 (総計)

時間 27,846時間

内訳 相談センター 9時間×153日×6人＝ 8,262時間

市民対応 9時間×153日×10人＝13,770時間

夜間相談窓口 12時間×153日×2人＝ 3,672時間

在宅療養者等相談窓口 7時間×153日×2人＝ 2,142時間

8 派遣労働者に必要とされる技術等

- (1) 看護師資格を有するもの。
- (2) 日本語を日常言語とし、日本語によるコミュニケーションが可能であること。
- (3) 派遣労働者は、地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しないこと。

9 業務内容

派遣労働者は以下の業務を行う。なお、いずれの業務も本市職員の指示の下で、本市が別途提示するマニュアル等に基づいて実施することとし、市民とのやり取りが発生した場合には、その内容を記録に残すこととする。

いずれの業務も、その他本市が必要と認める作業について、本市及び受注者双方協議の上、本市職員の指示に基づき、派遣場所内における軽作業(書類の整頓、内容確認等)を行うこと。

(1) 相談センター

- ・市民、医療機関等からの新型コロナウイルス感染症に関する様々な質問、相談等への

対応

- ・相談記録の作成等の事務関連業務

(2) 市民対応

- ・医療機関から相談センターへ検体回収等の問合せがあった際の対応
- ・帰国者・接触者外来を設置する病院への連絡及び受診調整
- ・相談記録の作成等の事務関連業務

(3) 夜間相談窓口

- ・夜間の市民、医療機関等からの新型コロナウイルス感染症に関する様々な質問、相談への対応。緊急案件について保健所職員への引継ぎ
- ・相談記録の作成等の事務関連業務

(4) 在宅療養者等相談窓口

- ・新型コロナウイルス感染症陽性者で、ホテルまたは自宅にて療養中の者及び待機となっている者からの症状等相談への対応
- ・自宅等待機者への健康観察の実施
- ・相談記録の作成等の事務関連業務

10 受注者の責務

- (1) 受注者は、受注者の責任と負担において、業務遂行に必要な研修を業務に従事する際に実施すること。
- (2) 受注者は、事務処理方法等について改善する必要性が発生した場合、本市と協議のうえ、改善策を決定し実施すること。
- (3) 受注者は、派遣労働者の契約期間中、受注者の責任において必要な社会保険に加入させること。
- (4) 受注者は、派遣労働者の契約期間中、受注者の責任において必要な通勤に要する費用を負担すること。
- (5) 受注者は、派遣労働者の派遣就業にあたり、あらかじめ当該派遣労働者の氏名、経験年数及び資格等を書面により本市に通知し、業務に従事する前に派遣労働者名簿を提出すること。また、派遣労働者を変更する場合においても事前に（原則として1か月前）書面で通知すること。
- (6) 受注者は、「8 派遣労働者に必要とされる技術等」に掲げる資格、経験のある派遣労働者を各就業場所において必要とする人員数を派遣すること。

11 派遣労働者の条件

- (1) 派遣労働者は、本市職員からの業務上の指示に従うこと。
- (2) 派遣労働者は、守秘義務を厳守すること。
- (3) 派遣労働者は、各業務遂行に際し、常に基準やマニュアル等を確認し、本市職員の指

示を逸脱しないように、細心の注意を払って業務にあたるよう徹底すること。

- (4) 派遣労働者は、処理方法が不明な件について独自で判断せず、本市職員と協議すること。
- (5) 派遣労働者は、履行期限が設けられている業務について期限を厳守すること。
- (6) 派遣労働者は、「千葉県職員のための接遇マニュアル」に従い、身だしなみ、言葉使いに留意し、市民に不快感を与えないように努めること。
- (7) 派遣労働者は、毎日、業務終了後、業務開始時間及び終了時間等の勤務報告を書面に本市職員に対し報告し、確認を得ること。
- (8) 派遣労働者は、作業の進捗状況や発生した課題等に関して、本市職員へ報告すること。
- (9) 派遣労働者は、本市が業務運営に関して会議等を開催する際は、本市職員の指示に基づき、会議へ出席すること。

1.2 契約方法

単価契約とする。ただし、入札の際に、総価を算出し、別紙のとおり内訳書を提出すること。

1.3 支払条件

- (1) 委託料は、1か月間の実績をもって支払う。
- (2) 受注者は、月末締めで請求書を作成し、翌月10日までに発注者に提出する。

1.4 入札書

入札書に記載する金額は、別紙内訳書の「合計」欄とする。

1.5 超過料金等

実働8時間を超えて就業、又は午後10時から翌日午前5時まで就業した場合は、超過料金として通常単価の25%の額を加算し、遅刻、早退等で業務遂行時間に満たない場合は、時間単価を減額とする。ただし、増減額調整分の算出に当たっては、15分単位とし、端数が出た場合は切り捨てる。

1.6 特記事項

- (1) 派遣業務遂行上発生した事故等については、本市の原因により生じたものを除き、受注者が責任を負うものとする。
- (2) 派遣労働者は、業務上の疑義等は速やかに本市職員に申し出てその指示に従うものとする。
- (3) 派遣労働者は、病気等やむを得ない事情による欠勤、遅刻、早退をする場合は、速やかに本市職員に連絡するものとする。また、派遣労働者が、病気・休暇等により就業で

きないときは、受注者は代替者を派遣するものとする。ただし、本市が受注者に対し、代替者の補充の必要がない旨連絡したときはこの限りではない。

- (4) 派遣労働者の事務能力または業務態度について、本市職員が不相当と認めた場合には受注者と協議の上、当該派遣労働者を交代させることができるものとする。

1.7 その他

業務遂行時において疑義が生じた場合、また、本仕様書に定められない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議のうえ業務に支障をきたすことのないよう履行するものとする。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症相談センター等業務人材派遣 内訳書

種別	通常単価 (A)	時間 (B)	超過単価 深夜単価 (C)= (A)×1.25	時間 (D)	人数 (E)	計 (A*B+C*D)*E
相談センター		1,224		153	6	
市民対応		1,224		153	10	
夜間相談窓口		459		1,377	2	
在宅療養等相談窓口		1,071			2	
					合計	

税抜き表示とする。

(注)

- ・ 相談センター：(B) 1,224 時間=8 時間/日×153 日
(D) 153 時間=1 時間/日×153 日
- ・ 市民対応：(B) 1,224 時間=8 時間/日×153 日
(D) 153 時間=1 時間/日×153 日
- ・ 夜間相談窓口：(B) 459 時間=3 時間/日×153 日
(D) 1,377 時間=9 時間/日×153 日
- ・ 在宅療養等相談窓口 (B) 1,071 時間=7 時間/日×153 日